

鎌ヶ谷市防犯カメラ管理運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が管理する道路及び通路（以下「管理道路」という。）に防犯等の目的で設置した防犯カメラの運用について、必要な事項を定める。

2 市は、管理道路に設置した防犯カメラの運用に際して、その設置の目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を撮影及び記録された者の個人情報の保護を図らなければならない。

(防犯カメラ)

第2条 この基準において、防犯カメラとは主に犯罪の予防を目的として、市が管理道路の特定の場所に常設するカメラ並びに当該カメラにより撮影した映像の表示、通信及び記録のために必要な関連機器により構成される装置をいう。

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、防犯担当課長をもって充てる。

3 管理責任者を補佐するために、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くものとする。

4 管理取扱者は、防犯担当課職員をもって充てる。

(設置場所及び運用時間等)

第4条 市は、市の区域を管轄する警察署の意見を聴いたうえで、駅周辺及び犯罪が多く発生している地域の管理道路に防犯カメラを設置するものとする。

2 防犯カメラの運用時間は、原則として1日につき24時間とする。

3 防犯カメラにより撮影及び記録した映像（以下「画像」という。）を保存する期限（以下「保存期限」という。）は、画像を記録した日から起算して7日とする。

4 保存期限を経過した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。

(設置に係る措置)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの設置に際して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 防犯カメラによる撮影の対象となる区域（以下「撮影対象区域」という。）を設置の目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整すること。

(2) 撮影対象区域の見やすい場所に、設置者及び防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(3) 画像の漏えいを防止するため、画像を表示する機器及び録画をする機器を設置した場所に、管理責任者の許可を得た者以外の立入りをさせないこと。

(4) 画像は、施錠等により防護された庁舎以外の安全な場所に保管すること。

(画像の取扱い)

第6条 画像の取扱いについては、鎌ヶ谷市情報公開条例（平成11年鎌ヶ谷市条例第3号）及び鎌ヶ谷市個人情報保護条例（平成12年鎌ヶ谷市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）に定めるところによる。

2 管理取扱者は、管理責任者の指示により必要と認められる画像の内容及び範囲を検索するものとする。

3 管理取扱者は、管理責任者の指示に基づかずに画像を検索してはならない。

(委託に係る措置)

第7条 市は、防犯カメラの運用に係る業務を他の者に委託することができる。

この場合において、受託者との委託契約等において、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護に関し、必要な措置を明らかにするものとする。

(守秘義務)

第8条 画像の内容を知り得た者は、その情報を漏らしてはならない。

(苦情処理)

第9条 管理責任者は、防犯カメラの設置、運用等に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第10条 この基準に定めのない事項については、管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年11月9日から施行する。